令和 5 年 10 月 23 日

メルセデス・ベンツ 24 時間緊急通報サービス警備契約約款及び重要事項説明書改訂のお知らせ

メルセデス・ベンツ 24 時間緊急通報サービスご利用のお客様各位

平素は、弊社の 24 時間緊急通報サービス（以下「本サービス」といいます。）をご利用いただき誠にありがとうございます。

本サービスが使用する通信回線を提供する通信事業者が、２G・3G 向け音声通信サービスを終了することに伴い、本サービスにつきましても一部サービス内容が変更となります。そのため、これに伴い、本サービスの契約約款及び重要事項説明書の変更を行いましたことをお知らせいたします。本変更は、２０２４年２月１日から適用されます。変更後の契約約款及び重要事項説明書の全文につきましては、弊社ウェブサイトをご確認ください。

＜変更内容＞
契約約款及び重要事項説明書に、以下の各条項を追加いたしました。

契約約款

・ メルセデス・ベンツ 24 時間緊急通報サービス契約約款　第 3 条

⑤ 本条①の定めにかかわらず、通信回線を提供する通信事業者の事情により、本通信モジュールが使用する通信回線の音声の送受信サービスが制限され又は停止された場合には、緊急事態を感知する対象車両特有のセンサーにより自動的に行われた通報を受信し、その内容に基づいて緊急事態の可能性があると判断した場合に限り、救援機関に通報を行います。なお、本条②に定めるとおり、当該通報は、救急車やその他の医療サービスの出動を保証するものではありません。

・ メルセデス・ベンツ 24 時間緊急通報サービス契約約款　第４条

８． 前条の定めにかかわらず、通信回線を提供する通信事業者の事情により、本通信モジュールが使用する通信回線の音声の送受信サービスが制限され又は停止された場合には、本サービスにおける音声通報も制限されまたは停止されます。この場合、本サービスの内容については、第３条⑤の定めが適用されます。

重要事項説明書

・ メルセデス・ベンツ 24 時間緊急通報サービス　警備業法に基づく契約締結前交付書面
・ メルセデス・ベンツ 24 時間緊急通報サービス　警備業法に基づく契約締結時交付書面

⑤ ①の定めにかかわらず、通信回線を提供する通信事業者の事情により、本通信モジュールが使用する通信回線の音声の送受信サービスが制限され又は停止された場合には、緊急事態を感知する対象車両特有のセンサーにより自動的に行われた通報を受信し、その内容に基づいて緊急事態の可能性があると判断した場合に限り、救援機関に通報を行います。なお、③に定めるとおり、当該通報は、救急車やその他の医療サービスの出動を保証するものではありません。

引き続きボッシュサービスソリューションズ（株）並びにメルセデス・ベンツ 24 時間緊急通報サービスのご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

※ 24 時間緊急通報サービスとは、交通事故等でお客様に代わり負傷者のために消防等へ救急通報を行うサービスでございます（救急車等の出動を保証するものではございません）。
※ なお、ツーリングサポートサービスの情報通信サービス及び 24 時間故障通報サービスにつきましてはメルセデス・ベンツ日本株式会社もしくは販売店にお問い合わせくださいませ。

《24 時間緊急通報サービスに関するお問合せ先》
ボッシュサービスソリューションズ株式会社　24 時間緊急通報コールセンター
お客様専用フリーコール：0120-149-183　（平日午前 9 時～午後 6 時　（国内のみ 携帯電話可）
　所在地：東京都千代田区四番町 6 番　東急番町ビル 9F
　電話場号：03-5213-6650（代表）　ファックス番号：03-5213-6652
　URL：　http://www.bosch.co.jp/sojp/
　e メール：　BoschServiceSolutions.JP@jp.bosch.com